

承認第1号

専決処分の承認について

(京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例)

緊急を要したため、平成22年11月30日に別紙のとおり条例を定めたので、報告するとともに承認を求める。

平成23年2月10日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例（平成19年条例第31号。以下「給与等条例」という。）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。